# 令和９・１０年度　丹波篠山市 入札等参加資格審査申請要項
## 【 物品・役務 】

丹波篠山市が発注する「物品・役務」に係る一般競争入札、指名競争入札または随意契約に参加を希望される方は、次の要領により審査申請書類を提出してください。

| | |
|---|---|
| 申 請 期 間 | 令和９年１月６日（水）～令和９年１月31日（日） |
| （補正期間） | 令和９年１月６日（水）～令和９年２月15日（月） |
| 審査基準日 | 令和９年１月６日（水） |
| 有 効 期 間 | 令和９年４月１日（木）～令和11年３月31日（土） |

### １　資格審査の申請をすることができる方

**申請者は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。**

１　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者

２　営業に関し法令上、許可または登録を要するとき、当該免許、許可または登録を受けていること。

３　丹波篠山市暴力団排除条例（平成24年篠山市条例第24号）第２条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

４　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者、またはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

５　法令により定められた法人税または所得税および消費税（地方消費税を含む。）並びに本市の市税を完納していること。

６　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項または第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者について再生計画の認可の決定があった場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者を除く。）

７　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項または第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者について更生計画の認可の決定があった場合は、更正手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者を除く。）

### ２　電子申請システムの利用期間について

・　電子申請サイトは、期間中24時間利用できます。ただしメンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

・　申請期間終了までに申請手続を完了し、申請受付書を印刷してください。なお、手続が完了しなかった申請は、申請終了後に取り消されます。

## 3　審査結果の通達について

・　審査結果のメールが届きますので必ず確認してください。なお、受付開始後、随時、審査・補正を行いますので、申請期間中も審査結果のメールが届きます。

## 4　申請書類に不備があった場合（補正期間と補正締切日）

・　申請書類に不備があり「差し戻し（補正要求）」メールを受信した場合、速やかに再申請を行ってください。

・　補正が行われず、補正期間終了までに「審査済み」とならない申請は、取り消しになります。

## 5　提出書類の PDF 化について

1　納税証明書、営業登録証明書等の紙資料

・スキャナーや複合機（スキャナー機能付き）を使って PDF ファイルにしてから、電子申請システムより提出してください。スキャナー等をお持ちでない場合は、コンビニエンスストア等の複合機（スキャナー機能付き）でも PDF ファイルにして、データを USB メモリ等で受け取ることができます。複合機の操作方法等については、各店舗にお問い合わせください。

2　委任状などの Excel 形式のファイル

・Excel の機能を使って PDF 化してください。

※[ファイル-名前を付けて保存]を実行し、ファイルの種類で「PDF(*.pdf)」を選択します。
Excel ブックに複数のシートがある場合は、PDF ファイルを選択し、
表示されたオプションから、ブック全体を選択すると、Excel 全体を PDF にできます。

## 6　電子申請を行うために必要な環境

・　インターネットが利用できる Windows パソコン

・　ブラウザ　Microsoft Edge(最新版)、または Google Chrome(最新版)
※Microsoft Internet Explorer は使用できません。

・　メールソフト

・　Microsoft Excel（2007 以降）

## 7　電子申請システムに関する Q&A（外部リンク）

・　電子申請システムに関するよくある質問 https://bid-entry.com/faq.html

・　操作マニュアル https://bid-entry.com/manual.pdf

・　申請の流れ(動画等) https://bid-entry.com/flow.html

# 書類作成の手引き【物品・役務】

## 1 はじめに（注意）

**虚偽の申告をした場合または重要な事実を申告しなかった場合は、入札等参加資格審査申請を受付しません。**
審査において当該事実が判明した場合は電子申請の受付却下（今期の再申請不可）を行います。
**認定後（名簿登載後）に当該事実が判明した場合（変更があったにもかかわらず変更届未提出を含む）は、丹波篠山市入札参加者指名停止基準別表第１の１に基づき指名停止の対象になる場合がありますので、十分に確認して、申請漏れ、変更届け漏れがないようにしてください。**

## 2 申請書・様式の掲載場所

申請書および各種様式は、ホームページ上に掲載していますのでダウンロードしてください。
書類の用意が終わりましたら、電子申請サイトに進み、資料を提出します。

https://x.gd/h4Tjw

**市内事業者の方**で、インターネット環境がない等で電子申請が難しい場合は、
丹波篠山市管財契約課契約係(556-5569)まで、ご一報ください。

## 3 各提出物について

≪　≫内の数字は、別紙 提出書類一覧表の書類番号を表します。

### ≪１≫　一般競争入札参加資格申請書【物品・役務】　様式Ｃ

**◆入力について**

- 背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。
- エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。
- 行の追加、削除、シートの変更などはできません。

**◆同意事項等（暴力団排除条例）**について

- 丹波篠山市暴力団排除条例に基づき、丹波篠山市が行うすべての契約等から暴力団を排除していることを認識した上で入力してください。
- 申請書用 Excel ファイルの別シート「役員情報入力シート」に入力してください。受任者を設置された場合、その受任者が役員である場合は、その方の情報も入力してください。
- 申請者（法人の場合はその役員等を含み、個人の場合は支配人を含む。）が、暴力団員等に該当するか否かに関し、兵庫県警察本部に対して照会を行います。その他の目的には使用しません。

**◆メールアドレスについて（電子入札用パスワード・ID 通知）**

- 電子入札に参加するために必要なユーザ ID やパスワードを通知します。A.本社(店)情報(10)（受任者を設置される場合は、B.契約する営業所情報(11)）に入力されたメールアドレスに通知しますので、電子入札への参加を希望される方は、必ず入力してください。

**◆業種について**

① 法律上取得している免許･許可･登録等がある場合

- F.業種情報について、希望欄および許可等欄の両方に〇を入力してください。
- G.許可・認可・登録等の欄に、その名称を入力してください。
- 提出書類は、書類番号≪10≫を確認し、準備してください。

② 上記以外の場合

- F.業種情報について、希望欄に〇を入力してください。

**≪２≫　住所が「履歴事項全部証明書（登記簿謄本)」と異なることを証明する書類　　写し添付**

・　書類番号≪１≫のA⑴登記上の所在地にて、登記上の所在地と「一致しない」と選択された場合、それが証明できる書類を添付してください。（開業届・賃貸借契約書・公共料金の請求書等）

**≪３≫　代表者身分証明書　　写し添付**

・　法人は、「履歴事項全部証明書（登記簿謄本)」を法務局で交付を受けてください。

・　個人は、「身分証明書」を本籍地の市区町村で交付を受けてください。

**≪４≫　印鑑（登録）証明書　　写し添付**

・　法人は、代表者の「印鑑証明書」を法務局で交付を受けてください。

・　個人は、代表者本人の「印鑑登録証明書」を在住の市区町村で交付を受けてください。

**≪５≫　使用印鑑届　　様式Ｄ**

・　使用印鑑届の「使用印鑑」欄は、入札、見積り、契約締結並びに代金の請求および受領などの取引行為に使用する印鑑を押印してください。代表者が実印を押して自ら取引する場合は実印を、実印を使用しないで別に取引行為に使用する印鑑を定めている場合はその印鑑を押印してください。

・　使用印は、いずれも役職名または氏名が表示されたものにしてください。

**≪６≫　委任状　　様式Ｅ**

・　代表者以外の者（支店長、営業所長等）を受任者として、その者の氏名で本市と契約を締結する場合に添付してください。その場合、委任状に記載している内容の一切の権限を受任者に委任することとなります。

・　委任期間は、令和９年４月１日から令和11年３月３１日までです。

**≪7≫　納税証明書　　写し添付**

A. 市外事業者の方

・　法人は、国税（法人税、消費税および地方消費税）の「納税証明書 その３の３」を添付してください。

・　個人は、国税（所得税、消費税および地方消費税）の「納税証明書 その３の２」を添付してください。

B. 市内･準市内事業者(丹波篠山市に納税義務のある方)

・　法人は、国税（法人税、消費税および地方消費税）の「納税証明書 その３の３」と、丹波篠山市が課税した法人市民税・法人県民税・固定資産税・軽自動車税の未納が無い証明書（「滞納なし証明書」または「完納証明書」）を添付してください。

・　個人は、国税（所得税、消費税および地方消費税）の「納税証明書 その３の２」と、丹波篠山市が課税した市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の未納が無い証明書（「滞納なし証明書」または「完納証明書」）を添付してください。

| | | 市外事業者 | 市内・準市内事業者 | 証明書の種別 |
|---|---|---|---|---|
| 法人 | 法人税<br>消費税および地方消費税 | ○ | ○ | 「納税証明書 その３の３」<br>※税務署または e-TAX 発行 |
| | 法人市民税<br>法人県民税<br>固定資産税<br>軽自動車税 | × | ○ | 「滞納なし証明書」または「完納証明書」<br>※丹波篠山市(税務課または各支所)発行 |
| 個人 | 所得税<br>消費税および地方消費税 | ○ | ○ | 「納税証明書 その３の２」<br>※税務署または e-TAX 発行 |
| | 市県民税<br>固定資産税<br>軽自動車税<br>国民健康保険税 | × | ○ | 「滞納なし証明書」または「完納証明書」<br>※丹波篠山市(税務課または各支所)発行 |

※準市内：市内に支店・営業所を有する事業者

**≪8≫　誓約書　　様式Ｆ**

・　誓約書に書かれた内容を確認の上、入力してください。

**≪9≫　決算報告書（財務諸表等）　　写し添付**

・　直前営業年度のものを添付してください。
・　法人は、「決算書の貸借対照表及び損益計算書」を添付してください。
・　個人は、「青色又は白色申告決算書」の個人番号（マイナンバー）の記載のないものを添付してください。

**≪10≫　営業登録証明書等　　【最新のもの】写し添付**

・　業種を希望するにあたり、法律上取得している免許・許可・登録等がある場合に添付してください。
・　受任者の設置される場合は、関連法令に基づき、支店・営業所等の登録が必要な場合がありますので、ご留意の上、営業登録証明書等を添付してください。
・　詳しくは、別紙「業種一覧表（物品）」「業種一覧表（役務）」を確認してください。

**≪11≫　営業経歴書　　様式Ｌ**

・　希望する業種ごとに作成してください。
・　直前 2 年間の主な取引内容を入力し、実績がない場合は「取引なし」と入力してください。

**◆　注意事項**

**電子申請の添付ファイルについて**

・　各書類を PDF ファイルで提出する場合､1 項目につき 1 つのファイルしかアップロードできません。書類が複数ページにわたる場合は 1 つのファイルにまとめて提出してください。
・　公的機関等が発行する証明書等は、電子発行されたものでも構いません。
・　公的機関等が発行する証明書等については、特に期間を指定するものを除き、また前回提出からの変更の有無に関わらず、審査基準日前 3 ヵ月以内の発行したものを提出してください。
・　公的機関等が発行する証明書等のうち有効期限があるものについては、前回提出からの変更の有無に関わらず、その有効期限内に入札等参加資格審査申請日が含まれているものを提出してください。

**電子入札システムについて**

丹波篠山市の『電子入札利用者登録』未対応の方は、電子入札利用者登録の手続きを行ってください。
https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj

・　電子入札に参加するための ID とパスワードは、3 月頃に通知するメールが届き次第、ご確認後**必ず**ログイン確認をしてください。
・　電子入札で執行する案件については、入札を通知する時点で市への電子入札の利用登録がある事業者を指名します。
・　なお、役務については、電子入札を実施していません。

**申請内容変更（変更届）について**

・　変更届の受付は、同年 4 月 1 日以降に今回の申請で使用した電子申請サイトで行います。詳しくは後日、市のホームページ上でお知らせします。
・　申請内容に変更が生じた場合は、直ちに提出してください。